

## 関西生徒会憲章

### 前文

関西生徒会連盟は関西地区の高等学校生徒会役員によって構成され、各校生徒会と連携した地域の奉仕活動に活動の眼目を置く一方で、一般生徒が活躍する場を提供するイベントを定期的に行い、その交流を通して各校間の親睦を深めることにより様々な価値観を共有し、生徒のさまざまな活動を保障し、各校生徒会を充実させることを目的とする。本憲章では根本的姿勢として、各校の完全な並立体制、強固な体系付けを受けない柔軟な活動の実現、各校生徒会間の充実した連携体制の保持、以上3点を堅く定める。

本憲章の変遷は以下の通りである。

総会承認 2009年12月19日

憲章施行 2009年12月28日

### 憲章改正

決議:2010年2月21日

発効:2010年3月20日

概要:委員会の設置及び総会決議の委員会決議に対する優越の明文化

決議:2010年11月6日

発効:2010年12月1日

概要:全委員会の廃止及び総会における合議全般の変更

決議:2011年5月29日

発効:2011年5月29日

概要:前文への追加

決議:2023年6月4日

発効:2023年6月5日

概要:全面改正

## 第1章 総則

第1条 本連盟は関西生徒会連盟と称する。

第2条 本連盟は加盟校生徒会役員によって平等に運営される。

第3条 本連盟構成員の任期は基本各校生徒会任期に沿うものとする。

第4条 本連盟の全ての活動は三つに区分された期間内で行われる。

第5条 第4条に定める期間はそれぞれ以下の通りである。

(1)4月～8月 (2)9月～12月 (3)1月～3月

## 第2章 部門・部署

第6条 本連盟には活動を円滑に行うために以下の部門・部署を設置する。これは個人の意志によって所属を決定する。また、これらの部署はその役割において総会の決議なしで行動することを認める。しかし、総会においてその活動を報告し、承認を得る義務を負う。

第7条 本連盟には次の部署を常時設置する。

(1) 広報部署

(2) 議論運営部署

第8条 第7条で規定するものの他に必要に応じて総会の決議に従い、新たに臨時の部署を設置できるものとする。

第9条 第7条及び第8条で規定する各部署において代表、副代表を一人ずつ選出する。

第10条 各部署の代表、副代表に連盟の代表副代表を一人ずつ加え執行部門を設置する。

### [第1項 広報部署]

第11条 広報は主に連盟の活動の報告及び宣伝、加盟校の勧誘を行う。

第12条 ホームページの運用や対外資料の配布も主に広報部署が行うこととする。

### [第2項 議論運営部署]

第13条 本部署は第23条で定める議論会の計画、運営を行う。

### [第3項 執行部門]

第14条 執行部門は部署間の連携、および連盟全体の監督をして、運営を行う役割を担う。

### [第4項 人事]

第15条 連盟全体の指揮を行う者として、また、総会や議論での議長を務める者として連盟の代表を定める。

第16条 執行部の任期は4月から3月までの1年とし、学校の生徒会任期に関わらず、この期間は連盟の業務を行うものとする。

第17条 執行部は3月に選挙によって選出する。立候補者はスピーチを述べたあと、立候補者全員の発表が終わり次第、多数決によって選出する。対立する候補者がいない場合、信任投票で過半数の票が必要となる。

第18条 執行部以外の生徒の任期は学校の生徒会任期に委ねる。

第19条 執行部以外の生徒の引き継ぎは、生徒会任期終了1ヶ月前に行うものとする。

第20条 各校連盟に参加できる生徒会役員数の規定はしない。

### [第5項 議決などについて]

第21条 全ての投票において、各校一票とする。

第22条 議論会での司会、投票は議論運営部門ないしは代表が担当し、総会での投票は基本的には執行部ないしは代表が担当する。

### 第3章 組織

第23条 本連盟は総会、議論会の2機関を設置する。

(1) 総会

(2) 議論会

第24条 本会へ対面参加で出席できる生徒の人数は、参加校を除き原則各学校3名までとする。

[第1項 総会]

第25条 本会は本連盟の最高意思決定機関である。

第26条 本会への加盟校の出席は原則義務とする。

第27条 本会はその年度の最初の総会で決められた日程で行われる。

第28条 本会は各部署ないしは議員が発議し連盟の過半数がこれに賛成した場合、第27条に関わりなく動議は成立する。

第29条 第24条における票は一校一票を原則とする。

第30条 本会は民主主義的な手段によりその意志を決議する。

第31条 本会は発議した部署ないしは議員と連盟代表、副代表が運営を行うものとする。

第32条 本会の主要な機能は以下の通りである。

- (1) 本連盟の運営に関する具体的な予定の決定。
- (2) 各部署が発議し成立した動議に関する合議。
- (3) 上記項目以外で議員が発議し成立した動議に関する合議。

第33条 各年度第一回総会は概略的な通年計画の決定も行う。

[第2項 議論会]

第34条 本会は生徒の地位向上を目指す。

第35条 本会への加盟校の出席は強制しない。

第36条 本会は民主主義的な手段によりその意志を決議する。

第37条 本会の運営は議論運営部署が行う。

第38条 本会の主要な機能は以下の通りである

- (1) 学校間の意見交流。
- (2) 各学校が本会に提出した動議に関する合議。

### 第4章 加盟・脱退

第39条 加盟

本組織に加盟するためには、以下の手続きを行う必要がある。

- (1) 本連盟への加盟を望む学校は、各学校の教員に確認を取った上で本連盟に申し出る。
- (2) 加盟を申請した学校は、本連盟を見学することができる。
- (3) 加盟が認められた学校は、本連盟に参加することができる。

第40条 脱退

本組織から脱退する場合には、以下の手続きを行う必要がある。

- (1) 脱退したい学校は、脱退したい旨を各校の先生に申し出、許可を得る。
- (2) 学校は、脱退したい旨を本連盟に申し出る。
- (3) 執行部は、直ちに脱退することを承認するかどうかを判断し、脱退することを承認したときに正式に脱退を認める。

(4) 脱退が認められた学校は、本組織から脱退することができる。

#### 第5章 引き継ぎ

第41条 円滑な引き継ぎを行うため、任期の一ヶ月前から引き継ぎを行うものとする。

第42条 引き継ぎ開始および、終了の際は、本連盟に申し出るものとする。

第43条 十分な引き継ぎを行い、当該校の引き継ぎが本連盟の活動になんら波及してはならない。

#### 第6章 附則

第44条 本憲章は総会の議決により、条文の追加及び修正を行うことが出来る。

第45条 本連盟の発足日はこの憲章が承認された2009年12月19日と定める。

第46条 全面改正されたこの憲章は2023年6月5日を施行日とする。

第47条 本連盟の活動は本憲章に堅く基づいて行われる。